

## 公告第 275 号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和 5 年 8 月 1 日

郡山市長 品 川 萬 里

### 第 1 業務概要

- 1 業 務 名 開成館改修設計施工業務
- 2 業 務 内 容 別紙仕様書のとおり
- 3 履 行 期 間 契約締結日から令和 10 年 7 月 31 日まで
- 4 提案上限金額 ¥968,000,000 円。ただし、内訳は以下のとおり。
  - ア 設計及び監理業務は、¥58,300,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
  - イ 改修業務は、¥909,700,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

### 第 2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 13 年 4 月 24 日制定）、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成 20 年 12 月 1 日制定）及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成 20 年 12 月 1 日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (5) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に基づく一級建築士事務所としての登録を行っていること。
- (6) 建築士法第 10 条第 1 項の規定による懲戒処分を受けていない者であること。
- (7) 郡山市工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（平成 13 年 4 月 24 日制定）に定める工事等指名競争入札参加有資格名簿に「建築一式工事」の業種で登録されている者であること。
- (8) 過去 30 年間（平成 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）に、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づき国又は地方公共団体が指定した文化財（建造物）、登録有形文化財（建造物）いずれかの改修工事（元請けで契約金額 1,000 万円以上）の実績を有する者であること。

### 第3 実施要領及び様式の入手方法

実施要領及び各様式については、郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

「郡山市ウェブサイトーしごと・産業ー入札・契約ポータルサイトー入札情報ーその他の業務」

### 第4 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

郡山市文化スポーツ部文化振興課文化財保護係

TEL 024-924-2661 FAX 024-924-0059

### 第5 参加申込書及び技術提案書の提出

- 1 提出期限 参加申込書等 令和5年9月8日（金）17時15分まで  
技術提案書等 令和5年10月2日（月）17時15分まで
- 2 提出場所 郡山市役所本庁舎5階 郡山市文化スポーツ部文化振興課
- 3 提出書類 実施要領のとおり
- 4 提出方法 持参又は郵送。持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く日の8時30分から17時15分まで（12時から13時までを除く。）とする。郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに必着とすること。また、提出書類の電子データを収録したCDも併せて提出すること。

### 第6 審査方法及び選定基準

- 1 「開成館改修設計施工業務に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要綱」（令和5年7月5日制定）に基づき設置する委員会（以下「選定委員会」という。）において、「開成館改修設計施工業務公募型プロポーザル評価要領」（令和5年7月31日制定）に定める評価基準により、提出された参加申込書、技術提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の契約候補者及び次順位者を決定する。
- 2 プレゼンテーション及びヒアリングの日程及び実施方法等については、参加資格審査結果通知に併せて通知する。
- 3 プレゼンテーション及びヒアリングは、ウェブ会議システムを活用したオンラインで実施する場合がある。
- 4 プレゼンテーション及びヒアリング並びに選定委員会の会議は非公開で行う。

### 第7 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 実施要領に定める参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) プレゼンテーションを欠席又は集合時刻に遅刻した場合（天候等による場合など不測の事態を除く。）

- (5) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (6) 参考見積書の金額が、「第1 業務概要」の「4 提案上限金額」を超過した場合
- (7) 法令に違反することが明らかな提案を行った場合
- (8) その他、選定委員会委員長及び事務局の指示に従わない場合

## 第8 契約条件

- 1 提出された提案書等について選定委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。  
なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。
- 2 郡市は、契約候補者と協議し、本業務の仕様書を確定させた上で、契約を締結する。
- 3 契約候補者の特定から契約締結までに、「第7 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- 4 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）による。
- 5 契約書の作成を要する。
- 6 令和5年度中に建設工事に係る前金払は行わない。
- 7 契約の締結は電子入札システムで行う。

## 第9 その他

- 1 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- 2 郡山市から関連書類の提出を求める場合がある。
- 3 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とすること。
- 4 提出書類は返却せず、著作権は提案者に帰属する。
- 5 提出書類の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和45年法律第48号）に認められた場合を除き、当該第三者に承諾を得ておくこと。第三者の著作物の使用の責は、使用した提案者に全て帰するものとする。
- 6 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。なお、本プロポーザルの実施に必要な範囲において複製することができるものとする。
- 7 書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、提案者の負担とする。
- 8 技術提案内容は契約候補者を選定するためのものであり、本業務の実施に当たっては、選定された提案者の技術提案内容に拘束を受けないものとする。
- 9 本プロポーザル実施に関する審査結果については、郡山市ウェブサイトに掲載する。また、受注者の提出書類については、著作権等に関する公開範囲について受注者と協議を行った上で、郡山市ウェブサイトに掲載する。
- 10 本業務の実施に当たっては、参加申込書に記載された管理技術者、担当技術者及び監理技術者は、特別な理由があると認められる場合を除き変更することはできない。
- 11 本業務の実施に当たっては、提出済みの「協力事業者の概要（様式9）」に記載された協力事業者は、特別な理由があると認められる場合を除き変更することはできない。

- 12 参加申込書提出以降に辞退する場合は、プレゼンテーションの日までに辞退届（任意様式）を提出すること。